

現行の厚生年金保険法の規定に基づく 標準報酬月額等級の改定について (報告事項)

厚生労働省年金局
2019年10月30日

標準報酬月額の上限改定について

- 標準報酬月額の上限は、全厚生年金被保険者の平均標報（標準報酬月額の平均額）の概ね2倍となるように設定されている。
- 年度末時点の全厚生年金被保険者の平均標報の2倍が、標準報酬月額の上限を上回る状態が継続すると見込まれる場合、その年の9月1日から政令で上限を引き上げることができることとされている。
- 平成28(2016)年より、各年度末時点で、全厚生年金被保険者の平均標報の2倍が標準報酬月額の最高等級である62万円を超えている状況が続いており、今後も継続する蓋然性が高い。
- 令和2(2020)年3月末においても、全厚生年金被保険者の平均標報の2倍が62万円を超えていることが確認された場合、令和2年9月から、政令改正により標準報酬月額の上限を引き上げる（現行の最高等級（第31級：62万円）の上に、さらに1等級（第32級：65万円）を加える）。

（参考） 最近の3月末時点における標準報酬月額の平均の推移

	全被保険者の平均標準報酬月額 【A】	平均標準報酬月額の2倍に相当する額 (=【A】×2)
平成27(2015)年3月末	(308,382円)	(616,764円)
平成28(2016)年3月末	319,721円	639,442円
平成29(2017)年3月末	318,656円	637,312円
平成30(2018)年3月末	320,100円	640,200円
平成31(2019)年3月末	322,404円	644,808円

※ 平成27年3月末の数値は被用者年金一元化前の数値であり、平成28年3月末以降の数値は厚生年金2～4号を含めた厚生年金全体の数値である。

※ 数値は年金局調べ

標準報酬月額等級区分の改定について

厚生年金の標準報酬月額上限(最高等級:62万円)は、全被保険者の標準報酬月額の平均額の概ね2倍となるように設定されている。また、この平均額の2倍に相当する額が標準報酬月額上限を上回り、その状態が継続すると認められる場合には、政令で、上限の上に等級を追加することができることとされている。

◎ 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) 抄

(標準報酬月額)

第二十条 (略)

2 毎年三月三十一日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の百分の二百に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額等級区分の改定を行うことができる。

(参考)近年の厚生年金と健康保険の標準報酬月額上限の推移

厚生年金の等級	健康保険の等級	標準報酬月額	
—	第50級	139万円	健康保険 平成28年4月～ 3等級を追加
—	第49級	133万円	
—	第48級	127万円	
—	第47級	121万円	健康保険 平成19年4月～ 4等級を追加
—	(略)	(略)	
—	第44級	103万円	健康保険 平成4年10月～ 6等級を追加
—	第43級	98万円	
—	(略)	(略)	
—	第38級	75万円	健康保険 昭和59年10月～ 8等級追加
—	第37級	71万円	
—	第36級	68万円	
—	第35級	65万円	厚生年金 平成12年10月～ 1等級を追加
第31級	第34級	62万円	
第30級	第33級	59万円	
第29級	第32級	56万円	
第28級	第31級	53万円	厚生年金 平成6年11月～ 2等級を追加
第27級	第30級	50万円	
(略)	(略)	(略)	厚生年金 平成元年12月～ 2等級を追加
第1級	第4級	8.8万円	
—	(略)	(略)	

健保独自の
標準報酬月額

厚年・健保共通の
標準報酬月額

標準報酬月額の上限改定の考え方の経緯

- 制度発足以来、上限改定に関する明確な基準は設けられていなかったが、昭和44年改正以降は、被保険者の約95%が上下限を除いた標準報酬月額に該当するよう改定することとした。
- その後、昭和60年改正において、過剰給付を抑制する観点から、男子被保険者の平均標準報酬月額の概ね2倍となるように設定する考え方に改められ、平成元年改正以後は、女子も含めた被保険者全体の平均標準報酬月額の概ね2倍となるように設定する考え方に改められた。さらに、平成16年改正においては、保険料率の引き上げスケジュールがすべて法定化されたことに伴い、標準報酬月額の上限の考え方を法律に規定し、政令で上限を追加することを可能とした。

(参考) 標準報酬月額の上限設定の考え方

改正年月	標準報酬月額の上限	考え方
昭和29年5月	1.8万円(12級)	賃金の水準、被保険者の報酬の分布状況等を勘案して決定。
35年5月	3.6万円(20級)	
40年5月	6万円(23級)	最高等級に包括される被保険者が全体の5%前後。また、平均賃金の2倍を上限とする諸外国の例等を勘案。
44年11月	10万円(28級)	前回改正以後の賃金上昇を勘案して、被保険者の約95%が上限と下限を除いた標準報酬に該当するよう改定。
46年11月	13.4万円(33級)	
48年11月	20万円(35級)	
51年8月	32万円(36級)	
55年10月	41万円(35級)	男子被保険者の平均標準報酬月額の概ね2倍となるよう設定。
60年10月	47万円(31級)	
平成元年12月	53万円(30級)	女子も含めた現役被保険者全体の平均標準報酬月額の概ね2倍となるように設定。
6年11月	59万円(30級)	
12年10月	62万円(30級)	
16年10月	62万円(30級)	上記改定ルール(現役被保険者の平均標準報酬月額の概ね2倍に当たる額を基準に改定)を法定化。

標準報酬月額別被保険者数(平成29年度末現在)

○ 標準報酬月額ごとの被保険者数分布をみると、厚生年金の被保険者約4,400万人中、約290万人(約6.8%)が上限の62万円に該当し、その下の等級と比べて多くの被保険者が該当している。

標準報酬月額 (万円)	被保険者数 (人)	割合 (%)	標準報酬月額 (万円)	被保険者数 (人)	割合 (%)
8.8	230,037	0.54	26.0	2,863,209	6.72
9.8	260,120	0.61	28.0	2,520,494	5.91
10.4	102,546	0.24	30.0	2,489,685	5.84
11.0	169,865	0.40	32.0	2,091,837	4.91
11.8	291,200	0.68	34.0	1,871,224	4.39
12.6	361,283	0.85	36.0	1,792,744	4.21
13.4	507,608	1.19	38.0	1,893,180	4.44
14.2	631,685	1.48	41.0	2,087,999	4.90
15.0	976,457	2.29	44.0	1,743,720	4.09
16.0	1,065,425	2.50	47.0	1,450,127	3.40
17.0	1,152,930	2.71	50.0	1,299,811	3.05
18.0	1,299,618	3.05	53.0	918,872	2.16
19.0	1,284,745	3.01	56.0	734,897	1.72
20.0	2,313,809	5.43	59.0	627,635	1.47
22.0	2,849,418	6.69	62.0	2,889,583	6.78
24.0	2,807,463	6.59			
			計	43,579,226	100.00

(出典) 厚生年金保険・国民年金事業年報